# 令和6年度

成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業(技術開発助成)

# 助成金

# 【募集要項】

# 〇申請書の入手方法

下記の URL より申請書をダウンロードしてください。

◆成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業 事業ページ https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/business\_conversion\_jyoseikin.html

# 〇申請書類の提出方法

申請は、国が提供する電子申請システム「Jグランツ」にて受け付けます。

※J グランツを利用するには、「G ビズ I D プライムアカウント」の発行が必要です。 国の審査により I D 発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。 必要書類を全て揃えた後、上記事業ページより J グランツの公社指定の申請フォームからアップロードしてください。

# 〇申込受付期間

上記の事業ページ掲載のスケジュールをご参照ください。

# 〇対象者

「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業」に係る「アドバイザリー会議」の評価を受けた方のみが対象です。

※ 本助成金の申請は、調整会議の結果の通知(「調整会議フィードバックシート」 が到達した日)から原則1年以内である必要があります(本助成金の申請資格は、 原則、調整会議の結果の通知から1年間有効です)。

# ★ 全型 東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課 事業転換に向けた製品開支援事務局 〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3大東ビル4階

> TEL: 0 3-3 2 5 1-7 8 9 4 · 7 8 9 5 e-mail: jigyotenkan-josei@tokyo-kosha.or.jp URL: https://www.tokyo-kosha.or.jp/

## 【目次】

1	目的	2
2	助成事業の概要	2
3	助成対象	2
4	申請要件	6
5	助成対象経費	9
6	交付決定までの流れ 1	.6
7	申請方法1	.7
8	審査2	2
9	交付決定2	23
10	交付決定後の流れ 2	:4
11	事業の実施2	:5
12	報告・検査2	27
13	助成金額の確定・助成金交付2	9
14	事業完了後の注意事項 2	9
15	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還3	31
補足	1 日本標準産業分類表3	12
補足	2 よくあるご質問 3	3

#### = 申込者情報のお取り扱いについて=

- 1 利用目的
  - (1)当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
  - (2)経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。 ※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- 2 第三者への提供
  - (原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。)
  - (1) 目的
    - ア 当公社からの行政機関への事業報告
    - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
  - (2) 項目
    - 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
  - (3) 手段
    - 電子データ、プリントアウトした用紙
  - ※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。 当要綱は、(公財) 東京都中小企業振興公社ホームページ (https://www.tokyo-kosha.or.jp/) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

## 1 目的

優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ参入・事業転換を行う都内中小企業に対し、診断士、大学、大企業等が成長産業分野へ進出できる技術力等の目利きを行い、方向性をアドバイスするとともに、事業転換に向けた製品等の開発・改良に係る経費を助成することにより、都内中小企業の事業継続や成長産業分野への進出を促進することを目的としています。

## 2 助成事業の概要

(1) 助成対象者【申請できる方】

公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)が実施する「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業(技術開発助成)(以下「助成事業」という。)」に係るアドバイザリー会議にて評価を受け、「アドバイザリー会議提案書」の内容を踏まえ、製品又はソフトウエアの開発又は改良を検討している中小企業者(詳細は6頁の「4 申請要件」を参照)

- (2) 助成対象期間【助成対象となる契約、取得、実施、支払等を実施すべき期間】 交付決定日から1年6か月以内
- (3)助成限度額【助成金として交付される最大額】 1,500万円
- (4)助成率【助成対象となる経費のうち、助成金として交付される金額の割合】 助成対象と認められる経費の2/3以内
- (5) 助成対象経費【事業に係る支出のうち、助成金の対象となる経費】 製品開発・改良に要する経費の一部(詳細は9頁の「5 助成対象経費」を参照)



## 3 助成対象

## (1)対象となる事業

次のア〜オをすべて満たす事業を対象とします。

- ア <u>成長産業分野</u>への<u>事業転換</u>(詳細は5頁の「(**6**) **事業転換について**」を参照)を目的 とする(ア)又は(イ)の取組であること
  - (ア)新製品の開発・既存製品の改良
  - (イ) 新たなソフトウエアの開発・既存のソフトウエアの改良
- イ 具体的な事業計画及び技術的な開発・改良要素があること
- ウ 開発・改良の主要な部分(例えばア(イ)の場合は、要件定義、設計、テスト等)を 申請者自身が実施すること
- エ 開発・改良した最終成果物の製品化及び実用化を目的とすること
- オ <u>公社が実施する「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業」に係るアド</u> バイザリー会議にて、事業の可能性があると評価された取組であること

## (2) 助成対象とならない事業の例

- ア 開業、運転資金など開発・改良以外の経費の助成を目的としているもの
- イ 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの
- ウ 開発・改良した最終成果物(試作品)自体の販売を目的としているもの
- エ 開発・改良の主要な部分が自企業による開発・改良ではないもの
- オ 開発・改良の全部又は大部分を外注(委託)しているもの
- カ 量産化段階にある技術や既に事業化され収益を上げているもの
- キ 既存製品の模倣に過ぎないもの
- ク 技術的な開発・改良要素がないもの
- ケ 申請時において開発・改良が概ね終了しているもの
- コ 助成対象期間内までに、開発・改良の完了が見込めないもの
- サ 特定の顧客(法人・個人)向け、又は実質的に特定顧客向けで、汎用性のないもの
- シ 開発・改良した最終成果物の製品化及び実用化を目的とせず、研究開発のみを目的と しているもの
- ス 最終成果物の権利及び製品・サービスの製造、販売・提供の権利が申請者に帰属しないもの
- セ 公序良俗に反する事業など、事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

## (3) 助成対象事業における主な留意事項

- ア 申請には、具体的な事業計画、経費見積及び資金計画等が必要です。
- イ 助成事業の完了は、達成目標(詳細は4頁の「(4)達成目標における主な留意事項 | を参照)を達成することが条件になります。
- ウ 最終成果物(試作品)は、<u>助成対象期間内に完成することが必要です。</u>完了検査で確 認します。
- エ 最終成果物 (試作品) の数量は、達成目標を達成できる必要最小限の数量とします (事業終了後一定期間の保存義務があります)。
- オ 経費関係書類は、支払が確認できる書類(請求書、振込控等)のほか、その履行が確 認できる資料(納品書、仕様書、設計書・図面、完了報告書等)の提出が必要です。
- カ 海外で発行する経理関係書類やその他文書については、日本語訳の添付が必要です。
- キ 助成事業の成果に基づく<u>事業化(販売開始)は、助成事業の完了後(完了検査日の翌日)</u> から開始することができます。
- ク 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合や、達成目標を達成する見込みが ないと公社が判断した場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。

## (4) 達成目標における主な留意事項

ア 達成目標について

本事業では申請時に、開発・改良の到達点である「達成目標」を設定する必要があります。助成対象期間中にそれら全ての目標を達成する必要があり、完了検査において公社が達成を確認できたことをもって、事業完了となります。

※ 達成目標に設定したすべての内容について達成したことを確認できなかった場合 は、事業完了とならず、助成金は交付されません。

#### イ 達成目標の設定について

本事業は試作開発を目的とすることから、開発・改良物に係る新規性・優秀性のなかから、最終成果物(試作品)をもって確認できる特長的な機能を、達成目標として申請書に記入してください。設定にあたっては、以下に留意してください。

- (ア) 申請書提出後、達成目標の変更はできません。
- (イ) 目標は1つ以上(最大3つまで)設定する必要があります。
- (ウ) 助成事業期間内で検証可能であり、第三者が目標への到達を明確に判断できる 必要があります。

## ウ 開発・改良数量の留意点

達成目標を満たす最終成果物(試作品)を、助成対象期間内に完成させる必要があります。以下に留意してください。

- (ア)最終成果物(試作品)の数量は、達成目標を達成できる必要最小限の数量とします。目標の達成に直接必要で最小限の経費のみが助成対象となります。
- (イ)複数製作する必要がある場合は、その理由を申請書に記入してください。 審査・検査時に複数製作の必要性を確認できる場合には、助成対象とすることが 可能ですが、確認できない場合は助成対象外となります。
- (ウ)助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存しなければなりません。

## (5) 成長産業分野について

成長産業分野の指定はありません。当該企業にとって、事業の成長に資する分野が対象となります(具体的には案件ごとに審査を行います)。

### (6) 事業転換について

本助成事業における事業転換は以下のいずれかに該当するものとします。

#### 事業転換

中小企業が新たな製品等を製造することにより、主たる業種\*1を変更す ることなく、主たる事業\*2を変更することをいう。

## 【イメージ】

プレス加工用金型を製造している下請事業者が、これまで培った金属加 工技術を用いて、新たな産業用ロボットの試作を開始。

(参考) 日本標準産業分類

【大分類】E製造業【中分類】生産用機械器具製造業

【小分類】269その他の生産用機械・同部分品製造業

【細分類】2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業

⇒2694 ロボット製造業 (細分類ベースで事業転換)



#### 業種転換

中小企業が新たな製品等を製造することにより、主たる業種を変更する ことをいう。

## 【イメージ】

GPS受信装置を製造している事業者が、蓄積したノウハウやデータを活 用して、新たに運転支援に関するソフトウエアの試作を開始。

(参考) 日本標準産業分類

【大分類】E製造業⇒G情報通信業







## 新市場進出

中小企業が主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな市場※ に進出することをいう。

※ 新たな市場とは、事業を行う中小企業にとって、既存事業において 対象となっていなかったニーズ・属性(法人/個人、業種、性別・年齢、 所得、行動特性等)を持つ顧客層を対象とする市場を指す。

#### 【イメージ】

#### <新製品の開発>

た製造業者が、スマート農業分野へ の参入を目的に、リモコンで遠隔操 作する自動草刈機の試作を開始。



#### 【イメージ】

#### <既存製品の改良>

手動の農業用草刈機を製造してい一般向けのマットレスを製造して いた製造業者が、既存製品を改良 し、伸縮性・耐久性等を向上させた 医療・介護市場向けのマットレスの 試作を開始。

- 主たる業種とは、売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類 に基づく大分類の産業をいう。
- ※2 主たる事業とは、売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類 に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。

## 4 申請要件

申請に当たっては、次の(1)~(4)のすべての要件を満たす必要があります。 また、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき(それより前に助成期間が完了する場合はその完了時)まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

※ 助成対象期間の途中で申請要件を満たさなくなった場合は、助成対象期間内であって も支援を打ち切ることがあります。

## (1) 次のア及びイのいずれにも該当するもの

- ア 中小企業者※1 (法人※2及び個人事業者)※3
- イ 公社が実施する「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業」に係るアド バイザリー会議にて評価を受け、「アドバイザリー会議提案書」の内容を踏まえ、製品 等の開発又は改良を検討している者
  - % 1 「中小企業者」とは、以下の表に該当するもののうち、 大企業 $^{ \pm 1 }$  が実質的に経営に参画 $^{ \pm 2 }$  していないものをいう。
  - ※2 「法人」とは、中小企業基本法上の会社に分類されるものをいう。中小企業基本 法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会 社、(特例)有限会社等を指すものとする。なお、社会福祉法人、医療法人、特定非 営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合(LLP)等は対 象外となります。
  - ※3 創業予定者は対象外となります。
  - ・業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下又は 300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ製造業 及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下又は 900 人以下
卸売業	1億円以下又は 100 人以下
サービス業 (下記以外)	5 千万円以下又は 100 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5 千万円以下又は 200 人以下
小売業・飲食業	5 千万円以下又は 50 人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・ 文字情報制作業	映像情報制作・配給業
情報通信業		音声情報制作業
		広告制作業
		映像・音声・文字情報制作に
		附帯するサービス業

- 注1 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。 ただし、中小企業投資育成㈱、投資事業有限責任組合に該当するものは除く。
- 注2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
  - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
  - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有している場合 (但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれ ていないことが認められる場合を除く。)
  - ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

## (2) 組織形態が次のア・イのいずれかに該当 $^{*1}$ し、それぞれ(ア)(イ)の条件を満たすもの

- ア 法人の場合
  - (ア) 基準日※2現在で、都内に登記簿上の本店又は支店があること
  - (イ)基準日現在で、都内事業所で実質的に1年以上事業を行っている\*\*3、又は都内で 創業し、引き続く事業期間が1年に満たない者

#### イ 個人事業者の場合

- (ア)基準日現在で、税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の控え(受付印又は受信通知のあるもの)により、都内所在地等が確認できること
- (イ)基準日現在で、都内事業所で実質的に1年以上事業を行っている、又は都内で創業し、引き続く事業期間が1年に満たない者
- ※1 ア・イのいずれにおいても、助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。
- ※2 アドバイザリー会議申込日を含む月の1日を指します。
- ※3 実質的に事業を行っているとは、都内所在を証するために申請書に添付する登 記簿謄本や開業届に記載された所在地において、単に建物があることだけでは なく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。 申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員 の雇用状況等から総合的に判断します。

#### (3)助成事業の実施場所は、次のア〜ウのいずれにも該当していること

- ア 自企業の事業所、工場等であること(賃借の場合を含む)。
- イ 原則として都内であること。
- ウ 申請書記載の購入予定の物品、開発・改良人員、当該助成事業における成果物等が 確認できること。
- ※ 実施場所が、申請書記載の住所と異なることが判明した場合、採択後であっても取消しとなる場合があります。
- ※ 自企業の都内の事業所がバーチャルオフィスのみの場合は、上記ア~ウの要件に代えて、次のエ・オのすべてに該当することが必要です。
  - エ 申請時に、公社が求める検査等を行うことができる場所(原則都内)を設定すること
  - オ 助成事業の成果物や財産、帳票類等を責任持って保管できる場所を確保すること
  - ※ バーチャルオフィスとは、物理的な存在を持たない仮想的なオフィスを指します。

## (4) 次のア~スのすべてに該当していること

- ア 同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていな いこと。
- イ 本助成事業の申請は、同一テーマ・内容で、一企業につき一件であること。ただ し、本助成事業の申請は、「調整会議結果フィードバックシート」が到達した日か ら原則1年以内とする。
- ウ 同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業(他の事業を含む。)に申請していないこと。ただし、過去に採択されたことがない場合は、この限りではない。
- エ 事業税等を滞納(分納)していないこと。
- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している こと。
- ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な 状況が存在しないこと。
- ケ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- コ 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に規定する暴力団関係者 又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社 会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。
- サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- シ 申請に必要な書類を全て提出できること。
- ス その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこ と。

## 5 助成対象経費

### (1)対象となる経費

助成対象経費は、以下のア〜エの条件に適合する経費で、10頁の「<u>助成対象経費一覧</u>」 に掲げる経費が対象となります。申請書に記載された経費であっても、交付決定後に助成 対象経費に該当しないことが判明した場合は、助成対象外となります。

- ア 助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限であること
- イ 助成対象期間内に発注又は契約、取得、支払が完了しており、帳票類により確認できること
- ウ 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るもの として、明確に区分できる経費であること
- エ 助成対象経費で得た財産の所有権 (ソフトウエアの場合は著作権) が助成事業者に 帰属すること

## <助成対象経費とならない場合の例>

- ア 発注又は契約、取得・実施、支払の一連の手続きが助成対象期間内に行われていない経費
- イ 助成事業に直接関係のない経費(完了時点で未使用の購入原材料等を含む)
- ウ 生産・量産対応に係る経費
- エ 開業、運転資金などの開発・改良以外の経費
- オ 所有権が助成事業者に帰属しない取得財産に係る経費
- カ 一般的な市場価格又は開発・改良の内容に対して著しく高額な経費
- キ 消費税、収入印紙代、振込手数料、通信費、光熱費、自社の交通費、事務用品費等の間接経費
- ク 建物附帯設備とその工事に係る経費
- ケ 達成目標のうち一部でも未達成だった場合に、それまでにかかった全ての経費
- コ 助成事業の実施場所または保管場所への設置・保管が確認できない物品等購入にかかった経費
- サ 公社の承認が必要な変更に該当する場合に、事前の承認を得ずに変更等を行った経費
- シ 帳票類が不備の経費(見積書、契約書(発注書・発注請書)、仕様書、納品書、請求書、 振込控、領収書等が確認できない場合)
- ス 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- セ 他企業発行の手形や小切手等により支払が行われている経費(原則振込払い)
- ソ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
- タ キャッシュバック等により、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた 金額が一致しない経費
- チ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自企業と資本関係のある企業、役員等及び 社員を兼任している企業、代表者の三親等以内の親族が経営する企業等)との取引によ り生じる経費
- ツ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等・反社会勢力との取引により生じる経費
- テ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。
- ※ 上記は例であり、上記に記載がない場合であっても「(2)助成対象経費一覧」に掲げる経費以外はすべて助成対象外です。

# (2) 助成対象経費一覧

経費区分	内容
原材料・副資材費	開発・改良品の構成部分、製品等の開発・改良の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費  [例:鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等] <注意事項> ア 試作品の一部として構成又は組み込まれる部品等は、原材料・副資材とみなし、本経費区分に計上してください。ただし、組み込まれる部品等の製作を外部委託する場合は、委託費に計上してください。  イ 購入する原材料等の数量は助成事業中に必要な最小限にしてください。助成事業終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。開発・改良中に生じた仕損品やテストピース等を助成対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。  ウ 残量や使用履歴がわかる書類(受払簿)を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影しておいてください。 エ 自企業専用仕様の特注部品を使用する場合は、委託・外注費となります。
機械装置・工具器具費	製品等の開発・改良の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、据付費用に要する経費、製品等の開発・改良に必要な機械装置を自企業で製作する場合の部品の購入経費 [例:試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置、サーバ、ソフトウエア、クラウドサービス利用料等] <注意事項>  「件あたりの単価が税抜 100 万円以上の購入品については、原則 2 社以上の見積書(単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの)が必要です(市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等の添付でも可)。※1 件あたりの単価が税抜 100 万円未満の場合は申請時に見積不要 試作金型に係る費用は、委託・外注費ではなく本経費に含めてください。ウ機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 エ 割賦により調達した場合はすべての支払が助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 オ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア) リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費(イ)中古品の購入、自家用機械類の改良・修繕等に係る経費(ウ)自企業以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費(ウ)自企業以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費(エ)汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない経費(例:バソコン、タブレット、デジタルカメラ等)

経費区分	内容
委託・外注費	内 容  1 委託 自企業内で直接実施することができない当該開発・改良の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、実施者において創意工夫、検討が必要なもの[例:設計(開発・改良の主要な部分にあたらないもの)、試験等] 2 外注 自企業内で直接実施することができない当該開発・改良の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、生産者等において実施内容を具体的に指示できるもの[例:製造・改造・加工、試料の製造・分析鑑定等] 3 共同研究 共同研究契約により共同研究を実施するために要する経費 [例:試験研究機関等と共通の課題について分担して行う研究開発等]  <注意事項> 7 1契約あたりの単価が税抜 100 万円以上の経費については、原則 2 社以上の見積書(項目毎に内訳があり、価格の妥当性が評価できるもの)が必要です。 4 ユーザーテスト(マーケティングを生業とする事業者に依頼し、本助成事業にて開発・改良した試作品を特定のユーザーに無償貸与し、一般公開せずに実施するテスト・評価に要する経費、ユーザビリティテスト、モニター調査等)も対象となります。 ※ 不特定多数に一般公開して実施する場合や、無償提供、有償貸与・提供を行う場合は、販売行為とみなし、助成金交付決定の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。 ウ 自社専用仕様の特注機品を製作する場合は、原材料・副資材費ではなく本経費に計上してください。 ※ 特注部品の製造の場合は、受払簿の作成が必要です。 自社専用仕様の特注機械装置・工具器具を作製・使用する場合は、機械装置・工具器具費ではなく本経費に計上してください。 次の経費は、助成対象となりません。 (ア) 委託業務の全て以は主要な部分を第三者に再委託・外注する経費(イ)技術開発・改良要素を伴わないデザイン、翻訳、資料収集等に係る経費 (ウ) ユーザーテストではないマーケティング(市場調査、広報等)に係る経費 (オ) 規格・認証取得に要する経費 (オ) 規格・認証取得に要する経費 (オ) 規格・認証取得に要する経費 (オ) 規格・認証取得に要する経費 (オ) 人格派遣に係る経費

経費区分	内容
産業財産権 出願・導入費	1 開発・改良した製品等の特許・実用新案等の出願(外国出願に係る現地 代理人費用、翻訳料も含む)に要する経費 2 特許・実用新案等(出願、登録、公告され存続しているもの)を他の事 業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受けた場合の経費 <注意事項> ア 出願に関する調査、審査請求、登録に係る経費は助成対象となりません。 イ 助成事業者に権利が帰属しない経費は対象となりません。
専門家 指導費	外部(専門家)から技術指導を受ける場合に要する経費 [例:謝金、相談料等] <注意事項> ア 各回の指導報告書の提出が必要となります。 イ 技術開発・改良要素を伴わない指導は助成対象となりません。
直接人件費	助成事業の開発・改良に係る工程に直接従事する者の人件費

経費区分		内容		
広報販促費	イ 広報販	注意事項> 費の助成金額は、【展示会等参加費】・【広告費】の合計で <u>500 万円</u> が上限です。 近促費のみでの申請はできません。 と目的とした広報は対象となりません。		
	展示会等参加費	<ul> <li>助成事業で開発・改良した試作品の広報を目的として展示会等に出展するための出展小間料(オンライン展示会を含む)</li> <li>〈注意事項〉</li> <li>ア 特定の顧客(会員等)のみを対象とする展示会、自企業が主催又は運営に携わる展示会等は対象となりません。</li> <li>イ 出展小間内に本助成事業による試作品以外の製品等を展示する場合は、当該試作品の展示面積に応じて按分します。</li> <li>ウ 自企業が出展費用を全額負担していても、出展小間内に他企業の企業名掲示や製品展示等がある場合、按分対象になります。</li> <li>エ オンライン展示会の場合は、助成金交付申請額は、20万円/回を上限とし、1回の開催期間が1か月以内のものを対象とします。</li> <li>オ 次に該当する場合、助成対象となりません。</li> <li>(ア)出展小間内に助成事業者名又は自企業のブランド名の掲示がない場合(イ)オンライン展示会で助成事業の試作品以外の展示があった場合(ウ)出展及び使用の事実が写真(オンラインの展示会等の場合は、画面のハードコピー)で確認できない場合</li> </ul>		
	広告費	(エ) 出展に係る装飾費、資材費、運送費等、出展小間料以外の経費  1 広告物の製作に要する経費(製品カタログ、パンフレット、チラシ、リーフレット、ポスター、PR 映像等)  2 広告の掲載に要する経費(新聞、雑誌、WEB等)  3 プレスリリース配信サービスの利用に要する経費  <注意事項> ア 本助成事業による試作品以外の製品等を掲載する場合は、当該試作品の掲載面積に応じて按分します。  4 他企業の企業名や製品等が掲載されている場合、按分対象となります。 ウ 掲載広告には助成事業者名が記載されている必要があります。 エ 次に該当する場合、助成対象となりません。 (ア) 名刺、商品タグ、紙袋、クリアホルダー、カレンダー、手帳、グループ企業を含む他企業の企業案内、記念品等の作成費用等  (イ) ダイレクトメール発送、ホームページ制作に係る経費 (ウ) オンライン展示会用のコンテンツ制作に係る経費 (エ) 代理店経由の契約である場合(代理店経由でしか契約できない場合を除く)		

# (3) 直接人件費 補足

## ア 工程と作業概要

以下にあげる作業に要した時間が「助成事業の開発・改良に係る工程に直接従事する時間」として、助成対象となります。

工程		作業内容
設計	要件定義目標仕様	【ソフトウェア】 要求定義、ユーザー環境、技術的実現方法(機能・性能仕様、全体システム構成等)をまとめる作業 【ハードウェア】 実現する仕様(機能・性能、信頼性、適用規格、数値、工程等) を明確にする作業
	設計	【ソフトウェア】 プログラミングする上で必要な詳細仕様を作成する作業 【ハードウェア】 試作に必要な設計資料をまとめる作業 具体的な実現手段・手法や評価・解析方法を明確にする作業
製作	プログラミング 試作	【ソフトウェア】 ソースコードの作成、実装作業 【ハードウェア】 組立作業及び各種の実験操作(合成・配合作業、工程操作等)の 作業
検査	単体テスト	【ソフトウェア】 設計に基づき、実装したもののテスト作業(動作確認作業) 【ハードウェア】 試作したもののテスト作業(動作確認作業) 実験単位毎に特性を確認するための試験・評価作業
	総合テスト	【ソフトウェア】 機能・性能、信頼性、適用規格、及び疑似運用環境での総合動作を確認する作業 【ハードウェア】 機能・性能、工程実現性、信頼性、適用規格、及び疑似運用環境での総合動作を確認・検証するための試験・評価作業

## イ 人件費単価一覧表

以下に留意してください。

- (ア) 申請時は下表より、従事者別に想定の報酬月額に応じた単価を使用してください。
  - ※ 報酬月額は、基本給+諸手当(賞与を除く)で算出してください。

各月の社員別給与明細の総支給額欄又は支給合計額欄になります。

- ※ 旅費交通費、立替金の精算など給与以外のものは除いてください。
- (イ)報告時は下表より、従事者別に報告対象期間内の最も低い報酬月額に応じた単価が 適用されます。
- (ウ) 報告時に、実際に支払った給与等明細を証明する書類の提出が必要になります。

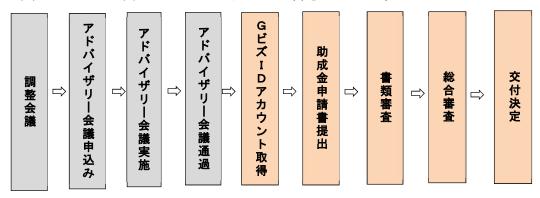
単位:円

報酬月額(給与領	等) 人	
以上~	未満	·其手叫(时和 <i>)</i>
~ 13	0,000	1,030
130,000 ~ 13	8,000	1,090
138,000 ~ 14	6,000	1,160
146,000 ~ 15	5,000	1,220
155,000 ~ 16	5,000	1,310
165,000 ~ 17	5,000	1,390
175,000 ~ 18	5,000	1,470
185,000 ~ 19	5,000	1,550
195,000 ~ 21	0,000	1,630
210,000 ~ 23	0,000	1,800
230,000 ~ 25	0,000	1,960
250,000 ~ 27	0,000	2,130
270,000 ~ 29	0,000	2,290
290,000 ~ 31	0,000	2,450
310,000 ~ 33	0,000	2,620
330,000 ~ 35	0,000	2,780
350,000 ~ 37	0,000	2,950
370,000 ~ 39	5,000	3,110
395,000 ~ 42	5,000	3,350
425,000 ~ 45	5,000	3,600
455,000 ~ 48	5,000	3,850
485,000 ~ 51	5,000	4,090
515,000 ~ 54	5,000	4,340
545,000 ~ 57	5,000	4,580
575,000 ~ 60	5,000	4,830
605,000 ~		5,080

## 6 交付決定までの流れ

申請から助成金交付までの流れは下図のとおりです。状況により変更する場合があります。

- ※ 調整会議を通過して、「アドバイザリー会議」における評価を受けた方のみが本助成事業の申請の対象となります。
- ※ 令和6年度の募集期間等の詳細は公社ホームページに掲載のスケジュールをご参照ください。
- ※ アドバイザリー会議への申込み、助成金申請は、同一テーマ・内容で、一企業につき、それぞれ1回までとなりますのでご留意ください。



実施内容	時期・期間	内容
	電子申請を 行う前までに	・本要項を熟読の上、下記より「申請書様式」「電子申請マニュアル」をダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/business_conversion_jyoseikin.html
事前準備		<gビズidをお持ちでない方のみ> ・下記より、「GビズIDプライムアカウント」の取得手続きを行ってください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/ ※ 国の審査によりID発行までに時間がかかるため、余裕を持って準備してください。</gビズidをお持ちでない方のみ>
電子申請 (Jグランツ)	HP ご参照	・18 頁「 <b>申請に必要な書類一覧</b> 」をすべて揃えて、J グランツの公社指定の申請フォームからアップロードしてください。
書類審査	HP ご参照	・書類審査の結果は通知を行いません。
総合審査	HP ご参照	・書類審査を踏まえて、総合審査を行い、助成事業者を決定します。
交付決定	総合審査後	・審査結果(採択結果)は J グランツにて通知します。 ・交付決定の際に通知する助成予定額は、審査の結果、申請 額から減額となることがあります。

## 7 申請方法

## (1) 申請における留意事項

- ア 申請は、**国が提供する電子申請システム(Jグランツ)でのみ受け付けます**。申請者自身が、公社ページに公開する「電子申請マニュアル」に従って作業してください。 持参、郵便、電子メール等、Jグランツ以外の方法による提出はお受けできません。
- イ <u>J グランツを利用するには、「G ビズ I D プライムアカウント」の取得が必要です。</u> 国の審査により発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。 G ビズ I D に関するご不明点等は、「G ビズ I D ヘルプデスク」(0570-023-797)へ お問い合わせください。
- ウ 提出(添付)書類は、PDF形式等のファイルを J グランツ上でアップロードしてください。ファイルは、「(2) 申請に必要な書類一覧」に掲げる各表に示すファイル名とし、白黒印刷を行った場合でも判別できるものとしてください。なお、 J グランツにアップロード可能な 1 ファイル当たりの容量は 16MB となりますので、ファイル内に画像等を貼付する際は、注意してください。 ※複数シートあるファイルを P D F に変換する際はブック全体を変換してください。
- 工 【原本】の記載がある書類については、必ず原本をスキャンし、PDF形式(推奨)等でアップロードしてください。採択された場合、採択後に確認を行う場合がありますので、原本は必ず保管してください。
- オ 提出資料に不備・不足等がある場合、Jグランツにて差戻しとなる場合があります。 その場合は、申請フォーム「担当者メールアドレス」欄に記入したアドレスに通知メ ールが届きます。また、公社担当者から、必要に応じて、追加資料の提出及び説明等 を求めることがあります。
- カ 提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は公社が求める追加書類等の提出 について、公社が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる 場合があります。
- キ 提出書類の返却や送付依頼には応じられませんので、申請者が必ず提出書類の控え及 びバックアップを取って保管してください。
- ク 申請後、公社が求める修正事項以外の提出書類の加筆、修正等はできません。
- ケー申請についての連絡担当者は、申請事業者の代表者又は従業員に限ります。
- コ 提出書類の取得及び作成等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- サ <u>マイナンバーが記載された書類は受領できません</u>ので、ご注意ください(開業届等で マイナンバーが記載されている場合は、当該部分を黒塗りやマスキング処理等を施 し、番号が判別できないようにしてご提出ください)。

## (2) 申請に必要な書類一覧

- ※ 以下の書類を各1部ずつ、Jグランツによりアップロードしてください。
- ※ 組織形態ごとに必要書類が異なりますのでご留意ください。

No.		法人
110.		申請書【公社 HP よりダウンロード】
1	申請書必須	中請者【公社 Hr よりダリンロード】 ファイル名 ▶ 1 申請書(事業者名).pdf
2	<b>補足説明資料</b> ※任意提出	企画書、仕様書、図面、システム構成図、プレゼンテーション資料等 (A4 用紙 30 ページ以内)【任意様式】 ファイル名 ▶ ② 補足説明資料(事業者名).pdf
3	アドバイザリー 会議結果 <mark>必須</mark>	<b>アドバイザリー会議提案書</b> ファイル名 ▶ 3 アドバイザリー会議提案書(事業者名).pdf
4	<b>見積書</b> ※該当者提出	<機械装置・工具器具費において、1件単価100万円(税抜)以上の購入品の場合>単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの(原則2社以上)※市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等でも可。 ※リース・レンタルの場合は不要。 <委託・外注費において、1契約あたり100万円(税抜)以上の場合>項目毎に内訳があり、価格の妥当性が評価できるもの(原則2社以上)ファイル名 ▶ 4 見積書(経費番号)(事業者名).pdf(zip)
5	<b>特許等公報</b> ※該当者提出	申請書:産業財産権(2)(3)で「はい」を選択した場合、必須 ※特許公報類は J-PlatPat で取得可能 ファイル名 ▶ 5 特許等公報(事業者名).pdf
6	<b>製品概要書</b> ※該当者提出	(改良の場合) 改良前の製品・試作品等の説明書類 ※当該製品等のパンフレット、仕様書、写真、試験結果等 ファイル名 ▶ 6 製品概要書類(事業者名).pdf
7	登記簿謄本等 必須	<b>履歴事項全部証明書【原本】</b> ※書類提出日時点で発行後 3 ヶ月以内 ファイル名 ▶ 7 登記簿謄本等(事業者名).pdf
8	直近の 月次試算表 ※該当者提出	アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの 月次試算表【任意様式】 ※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要 ファイル名 ► 8 直近月次試算表(事業者名).pdf
9	直近の 資金繰り表 ※該当者提出	アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの資金 繰り表【任意様式】 ※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要 ファイル名 ▶ 9 直近資金繰り表(事業者名).pdf
10	法人事業税納税 証明書【原本】	証明書として提出可能な直近年度分(都税事務所発行) ファイル名 ▶ 10 法人事業税納税証明書(事業者名).pdf
11	法人都民税納税 証明書【原本】	証明書として提出可能な直近年度分(都税事務所発行) ファイル名 ▶ 11 法人都民税納税証明書(事業者名).pdf

No.	個人事業主		
1	申請書必須	申請書【公社 HP よりダウンロード】	
1	7.19 6 2.28	ファイル名 ▶ 1 申請書(事業者名).pdf	
1 2 1	補足説明資料	企画書、仕様書、図面、システム構成図、プレゼンテーション資料等	
	※任意提出	(A4 用紙 30 ページ以内)【任意様式】	
		ファイル名 ▶ 2 補足説明資料(事業者名).pdf	
3	アドバイザリー 会議結果必須	<b>アドバイザリー会議提案書</b> ファイル名 ► 3 アドバイザリー会議提案書(事業者名).pdf	
		<機械装置・工具器具費において、1件単価100万円(税抜)以上の購入品の場合>	
		単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの(原則2社以上)	
	見積書	※市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等でも可。	
4	※該当者提出	※リース・レンタルの場合は不要。	
	, which is the second	<委託・外注費において、1契約あたり 100 万円(税抜)以上の場合>	
		項目毎に内訳があり、価格の妥当性が評価できるもの(原則2社以上)	
		ファイル名 ▶ 4 見積書(経費番号)(事業者名).pdf(zip)	
_	特許等公報	申請書:産業財産権(2)(3)で「はい」を選択した場合、必須	
5	※該当者提出	※特許公報類は J-PlatPat で取得可能	
		ファイル名 ▶ 5 特許等公報(事業者名).pdf	
	製品概要書	(改良の場合)改良前の製品・試作品等の説明書類	
6	※該当者提出	※当該製品等のパンフレット、仕様書、写真、試験結果等	
		ファイル名 ▶ 6 製品概要書類(事業者名).pdf	
		開業届の写し	
7	開業届の写し	※電子申告の受信通知(メール詳細)又は税務署の受付印により、税務署に受付されたことがわかる必要があります。	
		ファイル名 ▶ 7 開業届(事業者名).pdf	
		アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの	
_	直近の	月次試算表【任意様式】	
8	<b>月次試算表</b> ※該当者提出	※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要	
		ファイル名 ▶ 8 直近月次試算表(事業者名).pdf	
	古どの	アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの資金	
9	直近の	繰り表【任意様式】	
9	<b>資金繰り表</b> ※該当者提出	※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要	
		ファイル名 ▶ 9 直近資金繰り表(事業者名).pdf	
		証明書として提出可能な直近年度分	
10	個人事業税納税	<課税対象の場合>「個人事業税納税証明書」(都税事務所発行)	
	証明書【原本】	<非課税の場合> 「所得税納税証明書(その1)」(税務署発行)	
		ファイル名 ▶ 10 事業税納税証明書(事業者名).pdf	
	  住民税納税証明	証明書として提出可能な直近年度分   <課税対象の場合>「住民税納税証明書」(区市町村発行)	
11	書【原本】	<非課税の場合> 「 <b>住民税非課税証明書」(区市町村発行)</b>	
		ファイル名 ▶ 11 住民税納税証明書(事業者名).pdf	
		E-4 Noth 1 No HE 14 E   11 No E E E   15 No E E E E   15 No E E E E   15 No E E E E   15 No E E E E E E E E E E E E E E E E E E	

No.		事業期間が1年に満たない法人・個人
1	申請書必須	<b>申請書【公社 HP よりダウンロード】</b> ファイル名 ▶ 1 申請書(事業者名).pdf
2	<b>補足説明資料</b> ※任意提出	企画書、仕様書、図面、システム構成図、プレゼンテーション資料等 (A4 用紙 30 ページ以内)【任意様式】 ファイル名 ▶ ② 補足説明資料(事業者名).pdf
3	アドバイザリー会議結果必須	<b>アドバイザリー会議提案書</b> ファイル名 ▶ 3 アドバイザリー会議提案書(事業者名).pdf
4	<b>見積書</b> ※該当者提出	
5	<b>特許等公報</b> ※該当者提出	申請書:産業財産権(2)(3)で「はい」を選択した場合、必須 ※特許公報類は J-PlatPat で取得可能 ファイル名 ▶ 5 特許等公報(事業者名).pdf
6	<b>製品概要書</b> ※該当者提出	(改良の場合) 改良前の製品・試作品等の説明書類 ※当該製品等のパンフレット、仕様書、写真、試験結果等 ファイル名 ▶ 6 製品概要書類(事業者名).pdf
7	登記簿謄本等必須	<1事業期間が1年に満たない法人の場合>履歴事項全部証明書【原本】 ※書類提出日時点で発行後3ヶ月以内のもの <事業期間が1年に満たない個人事業主の場合>開業届の写し ※電子申告の受信通知(メール詳細)又は税務署の受付印により、税務署に受付されたことがわかる必要があります。 ファイル名 ▶ 7 登記簿謄本等(事業者名).pdf
8	直近の 月 <b>次試算表</b> ※該当者提出	アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの 月次試算表【任意様式】 ※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要 ファイル名 ► 8 直近月次試算表(事業者名).pdf
9	直近の 資金繰り表 ※該当者提出	アドバイザリー会議申込日から助成金申請日を含む月の前月までの資金 繰り表【任意様式】 ※申込日から助成金申請日までの期間が3か月以内の場合は提出不要 ファイル名 ▶ 9 直近資金繰り表(事業者名).pdf

10	所得税 納税証明書 【原本】	証明書として提出可能な直近年度分 「所得税納税証明書(その1)」(税務署発行) ※事業期間が1年に満たない法人の場合は、代表者のものを提出してください。 ファイル名 ▶ 10 所得税納税証明書(事業者名).pdf
11	住民税 納税証明書 【原本】	証明書として提出可能な直近年度分 <課税対象の場合>「住民税納税証明書」(区市町村発行) <非課税の場合> 「住民税非課税証明書」(区市町村発行) ※事業期間が1年に満たない法人の場合は、代表者のものを提出してください。 ファイル名 ▶ 11 住民税納税証明書(事業者名).pdf
12	残高証明書	事業遂行を裏付ける資金保有の状況が分かるもの ※助成事業者名及び発行元の記載がある必要があります。 ファイル名 ▶ 12 残高証明書(事業者名).pdf

## 「必要書類」の例

・登記簿謄本・開業届

《法人》 ◆ 履歴事項全部証明書



《**個人**》 ◆ 開業·廃業等届出書



### ・納税証明書

《法人》 ◆ 法人事業税及び都民税の納税証明書(都税事務所発行)



## 《個人》◆ 個人事業税納税証明書 (都税事務所発行)



◆ 所得税納税証明書(その1) (国税局所管税務署発行)



◆ 住民税納税証明書 (区市町村発行)



## 8 審査

申請時に提出された書類(及びアドバイザリー会議申込時に提出された書類の一部)に基づき書類審査を行います。その後、総合審査会を経て助成対象者を決定します。

## (1) 審査の流れ

スケジュール	内容		
【書類審査】			
資格審査	│ │・提出書類に基づき <b>書面</b> による審査を行います。		
経理審査	・促山音規に基づる <b>音風</b> による街直を11いまり。		
事業計画審査			
	・書類審査を踏まえて、総合的な審査を行います。		
【総合審査会】	・審査結果はJグランツにて通知します(申請時に「担当者メールア		
	ドレス」欄に記載したメールアドレスに通知メールが届きます)。		

## (2) 審査の視点

- ア 資格審査(申請要件等)
- イ 経理審査(財務内容、事業予算等)
- ウ 事業計画審査
  - ・新規性(従来にない新しい開発要素 等)
  - ・優秀性(従来技術に対する優位性 等)
  - ・市場性(市場動向、ニーズの把握、販売見込み 等)
  - ・実現性(技術的能力、社内外体制 等)
  - ・妥当性(事業計画や資金計画の適切性 等)

## (3) 審査の留意点

- ア 審査は非公開で行います。<u>審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます</u> ので、あらかじめご了承ください。
- イ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

## 9 交付決定

## (1) 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、申請内容について審査の結果、助成対象とすることを決定したもので、申請者に「決定通知書」により通知するものです。助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。また、採択された場合、企業名、代表者名、申請テーマについて公表することがあります。

## (2) 助成予定額

交付申請に基づき算出した額で、内訳は「決定通知書別表」のとおりです。 助成予定額は交付金額の上限額を示し、交付金額は事業完了後の査定によって確定され「助成金確定通知書」により通知します。査定の結果、助成予定額から減額になることがあります。

## (3) 事業実施期間

助成事業の実施にあたっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って交付決定 日から1年6か月までの間に必ず完了させてください。

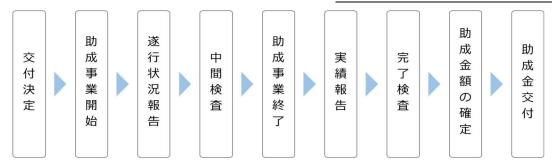
助成対象となる経費はこの期間に発注又は契約、取得、実施、支払が完了する経費で す。事業の完了が確認されない場合、助成金は交付されません。

## (4) 申請の取下げ

交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から 14 日以内に、辞退届を提出してください。

# 10 交付決定後の流れ

申請から助成金交付までの流れは下図のとおりです。状況により変更する場合があります。



内容	期間	注意事項
		・担当職員が訪問し、進捗状況・技術的課題解決について
出代电光即松		のヒアリング、事務処理の説明を行います。
助成事業開始	交付決定後	・申請時の事業計画を変更する場合は、事前に公社の承認
事前支援		が必要となります(正当な理由がある場合のみ認められ
		ます)。ただし、 <b>達成目標の変更はできません。</b>
		・遂行状況報告書を提出いただき、交付決定日の9か月後
	* # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	までの実施状況を報告していただきます。
遂行状況報告	交付決定日の	【遂行状況報告時に必要となる書類】
(中間報告)	9か月後の日	・報告書(公社指定様式)
	から 15 日以内	・助成事業の実施内容を示す書類
		・助成事業の経理関係書類
그 뭐마사 士	遂行状況報告書	・担当職員が訪問し、遂行状況報告書の内容に基づき、進
中間検査	提出後	捗状況・購入物・経理帳票等の確認を行います。
	交付決定日	
助成事業終了	から1年6か月	・左記期限までの間に必ず終了させてください。
	以内	
		・実績報告書を提出いただき、遂行状況報告から事業終了
中华积件	助成事業終了後	までの実績を報告していただきます。
実績報告	から 15 日以内	【実績報告時に必要となる書類】
		上記「遂行状況報告時に必要な書類」と同様
ウフムオ	実績報告書	・担当職員が訪問し、実績報告書の内容に基づき、完了状
完了検査	提出後	況・成果物・購入物・経理帳票等の確認を行います。
出せるケー		・最終的な助成金の確定額はJグランツにて通知します。
助成金額の	完了検査後	・助成金の額は実績に基づくため、交付決定時の助成予定
確定		額から減額となることがあります。
H. I. A. ≥ ± - A.	H. 比. A. 旅 中 公	・公社指定フォームでJグランツにて、請求していただき
助成金請求	助成金確定後   	ます。
助成金交付	請求後	・助成金請求書記載の口座に振り込みます。

## 11 事業の実施

## (1) 助成事業の実施・事前支援

助成事業者は、助成事業の成果、経費の妥当性及び適切な経理処理について、第三者に対し合理的に説明・立証する必要があります。助成事業の実施にあたっては、申請内容、交付決定通知書及び交付決定時に配布する「事務の手引き」に基づいて適正な処理を行ってください。

また、交付決定後1~2か月以内に公社担当職員が事業実施場所等を訪問し、事業の全体把握や開発(改良)内容の確認、必要な事務処理の説明を目的に事前支援を行います。

## (2) 事業計画の変更・中止

以下に該当する変更または中止を行うときは、事前に承認申請等の手続きを行い、公社の承認を得る必要があります。正当な理由がない限り変更は認められません。なお、<u>公</u>社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となるのでご注意ください。

- ・助成事業の内容を著しく変更しようとするとき
  - 例 委託・外注先の変更や追加

委託・外注内容の大幅な変更

事業終了予定日の変更(早まる場合を除く)

事業実施場所の変更

新会社の設立等

※申請書記載の達成目標の変更はできません。

- ・助成事業の経費区分ごとの配分額 20%を超えて変更しようとするとき等
- ・助成事業を中止(廃止)しようとするとき

#### (3)助成事業の経理

#### ア 関係書類の保管

助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するととも に、帳票類を保管してください。助成事業に関する書類は助成事業終了後、翌年度 から5年間保管する義務があります。

## イ 経費の支払方法

支払方法は、助成事業者名義の金融機関口座からの振込払いを原則とします。

- (ア)法人の場合、助成事業者の役員や従業員、その他個人名義又は個人口座から振込 を行った経費は、原則助成対象外となります。
- (イ) 関連企業経由等、助成事業者名義の金融機関口座から直接振り込んでいない場合 は、原則助成対象外となります。
- (ウ)助成対象経費の支払とその他の取引の支払いは分けて行ってください。やむを得ず混同して支払を行った場合は、その金額の根拠が確認できる書類とその計算内容を示した資料が必要となります。
- (エ)他の取引と相殺して支払った経費は、助成対象外となります。
- (オ)海外取引での外貨支払については、支払時の為替レートを適用する等、客観的に 確認が可能な方法により円に換算してください。為替レートが確認できる資料等 の提出が必要となります。

(カ) 現金、手形・小切手、クレジットカードによる支払については、次の条件を<u>全て</u>満たしている場合のみ助成対象となります(電子マネーによる支払等は対象外です)。

支払方法	認められる条件
	・総額 10 万円未満(税込)の支払いで、振込が困難な場合
現金	・該当経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書を提出す
	ることにより、決済の確認ができること
	・自社発行(振出)であること
<b>五形、小扫玉</b>	・助成事業実施期間内に振出し・決済が完了していること
手形・小切手	・小切手帳・手形帳の表紙と控えの写し、当座勘定照合表の写しを
	提出することにより決済の確認ができること
	・利用日および口座からの代金引き落とし日が、助成対象期間内で
	あることが確認できること
	・支払方法がリボ払い、分割払いでの決済でないこと
71 3° m 1	・助成事業者本人のカード(法人の場合は法人カード)を使用した
クレジット カード	支払いであること
7, - 1	・助成事業者名義の口座からの引き落としが確認できること
	・利用月の支払明細書、預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し、
	付与されたポイントもしくは還元率が分かる資料を提出すること
	により決済の確認ができること

## (4) 事業実施における注意事項

## ア 販売可能な時期

助成事業の成果を活用した製品の販売(営業行為を含む)は、助成事業の完了後(完了検査日の翌日)から開始してください。完了前に販売した場合は、助成金交付決定の取消しとなります。

## イ 支援の中止

助成事業実施期間内であっても、途中で申請要件を満たさなくなった場合や、達成目標を達成する見込みが無いと公社が判断した場合、期限までに所定の書類を提出しなかった場合等は、支援を打ち切ることがあります。

## 12 報告・検査

### (1)遂行状況報告

交付決定日から9か月後を超えて事業を行う場合は、遂行状況報告書の提出が 必要となります。提出された遂行状況報告書をもとに、中間検査を行います。

ア 提出期限:交付決定日の9か月後の日から15日以内

イ 報告対象:交付決定日の9か月後の日までの事業遂行状況

報告対象期間に契約、取得・実施、支払いまでが完了した経費

ウ 提出方法: 「グランツ内所定のフォームよりアップロード

※ 交付決定日から9か月以内に事業が終了する場合は報告の必要はありません。

※ 遂行状況報告時に既に支払が済んだ経費の計上がない場合は助成対象外となりま すので、ご注意ください。

## (2) 実績報告

事業が終了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。

提出された実績報告書をもとに、完了検査を行います。

ア 提出期限:事業終了後、15日以内

イ 報告対象:交付決定日から9か月後の日又は交付決定日から事業終了日までの実績

事業終了日までに契約、取得・実施、支払いまでが完了した経費

ウ 提出方法: 「グランツ内所定のフォームよりアップロード

## (3)中間検査、完了検査

提出された報告書を公社担当職員が確認し、不足資料等がないことが確認でき次第、 遂行状況報告書または実績報告書に基づき、事業実施状況の確認(検査)を行います。

ア 内容:事業の実施状況、達成目標の実現状況の確認

開発・改良物(試作品)及び関連する資料、購入物等の確認 支払った経費についての確認

イ 場所: 公社が指定する場所(申請書記載の事業実施場所等)

ウ 日時: 提出された報告書を確認の上、公社担当職員から連絡

#### (4)検査における留意事項

ア 申請書に記載した目標の達成を、完了検査で公社が確認できたことをもって事業 完了となります。達成目標に設定したすべての内容について達成したことを確認 できなかった場合は、事業完了とならず、助成金は交付されません。

イ 不足資料等があった場合は、追加の対応をお願いする場合があります。

# (5)報告書類

遂行状況報告書、実績報告書は以下の書類の提出が必要になります。

資料		内容
1	報告書	<b>公社指定様式</b> 実施内容や事業の成果、経費の支出状況、資産表等を記載
2	達成目標の証明資料	各目標の達成状況、助成事業の開発の成果を証明する資料 仕様書、試験報告書、設計書、図面、写真、ソースコード 等
3	支払総括表	公社指定様式 各経費の支払金額の合計表
4	経費区分別支払明細表	<b>公社指定様式</b> 経費毎に取引した実績の詳細を記載
6	経費の支払確認資料	見積書、契約書、納品書、請求書、振込控 等 経費区分ごとに必要書類は異なります。 詳細は「 <u>(6)経費の支払確認資料</u> 」をご参照ください。
7	直接人件費関係資料	<b>公社指定様式、全体工程表 等</b> 詳細は「 <u>(7)直接人件費関係書類</u> 」をご参照ください。

## (6) 経費の支払確認資料

経費区分	必要書類		
各経費共通	見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、通帳等		
(直接人件費除く)	(外国語で作成された書類がある場合)日本語訳		
原材料・副資材費	カタログ、納品・使用経過が確認できる写真、受払簿 等		
機械装置・工具器具費 カタログ、納品が確認できる写真 等			
// W	仕様書、成果物、納入物・成果が確認できる写真 等 (特注部品の複数製作の場合)受払簿		
委託・外注費	(テストマーケティングの場合)委託先事業者の社歴書や会社概要 (所得税の源泉徴収を行った場合)領収書		
産業財産権出願・導入費	(出願経費の場合)依頼書、受領書、要約書 等 (譲渡・実施許諾を受ける場合)証明文書 (所得税の源泉徴収を行った場合)領収書		
専門家指導費	経歴書、指導報告書、成果物 等 (所得税の源泉徴収を行った場合)領収書		
展示会等参加費	出展案内、申込書、配布されているガイドブックや会場案内図、 開催時の写真複数枚 等		
広告費	(製品カタログ等を作成した場合)現物、仕様がわかるもの 等 (PR映像を作成した場合)仕様書、作成した映像のデータ 等 (新聞・雑誌等への広告掲載、プレスリリースサービスへ配信依頼 を行った場合)掲載要領、現物、掲載画面のハードコピー 等		

## (7) 直接人件費関係書類

経費	必要書類	内容
区分		
	直接人件費総括表	公社指定様式 (直接人件費全体の支払金額の合計表)
	直接人件費集計表	公社指定様式 (従事者ごとの支払金額の合計表)
	作業日報兼直接人 件費個別明細表	公社指定様式(従事者ごとの月別の作業内容・時間を記載)
	人从工和主	助成事業の開発・改良工程、担当者、作業内容のスケジュールがわ
直	全体工程表	かるもの
接   人	就業規則	正規の就業時間、休日、賃金支給日のわかるもの
直接人件費	賃金規程	※従業員数が10人未満でも就業規則の提出は必要
質	従業員の証明	従業員の場合:雇用保険被保険者証
	役員の証明	役員の場合 :履歴事項全部証明書
	賃金台帳	役員、従業員ごとの賃金月額等が確認できるもの
	支払確認資料	振込控、通帳等
	-b m 4/-	作業日報に記載の作業を証明できるもの
	成果物	(仕様書、試験報告書、設計書、図面、写真、ソースコード 等)

## 13 助成金額の確定・助成金交付

## (1) 助成金確定通知

- ア 完了検査後、公社にて報告書類を確認し、助成事業が適正に行われたと認められたと きは、助成金の額を確定し、J グランツにて通知します。
- イ 助成金の確定額は、経費区分別にそれぞれ実際に要した助成対象経費に3分の2を乗 じて得た額(千円未満切り捨て)と、経費区分別の交付予定額とのいずれか低い額の 合計となります。また、対象外経費は除外されます。

## (2) 助成金の請求・交付

- ア 助成金確定通知を受けた後、J グランツの所定のフォームに必要事項を入力し、請求 してください。
- イ 助成金は、請求書が提出された後、指定の口座に振り込みます。
  - ※ 請求後、振込まで1ヶ月程度時間を要します。
  - ※ 助成金が交付されるのは完了検査後のみであり、中間検査では交付されません。

## 14 事業完了後の注意事項

助成事業者は東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。助成事業の成果を活かし、事業化に努めてください。

## (1) 書類の保管・管理

助成事業に係る関係書類は、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、 保管する義務があります。

## (2) 取得財産の管理

助成事業により取得し、又は効用の増加した設備(機械装置、工具器具その他備品をいう。以下同じ。)、開発・改良物(試作品)およびその他成果物(以下「財産」という。)については、以下に留意してください。

- ア 財産については助成事業のために取得するものであって、他の用途に使用することはできません。
- イ 財産 (設備及びその他成果物については、取得価格又は増加価格が 50 万円以上 (税抜)のものに限る。)については、実績報告書に記載するとともに、公社配布の ステッカーを貼って管理してください。また、それら財産につきましては、善良な 管理者としての注意義務および効果的な運用が義務付けられており、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければなりません。
- ウ 財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行うことが必要です。
- エ イの期間内に財産を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び 廃棄)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出して公社の承認 を受ける必要があります。さらに処分したことにより収入があった場合は助成金の 全部又は一部を納付していただきます(納付額は当該処分財産に係る助成金額を限 度とします)。
- オ エの処分のうち、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、設備(取得価格又は増加価格が50万円以上(税抜)のものに限る。)及び開発・改良物の転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)をする場合、あらかじめ財産処分生産転用申請書を提出して公社の承認を受ければ、前項の納付を免除することができます。

#### (3) 公社職員による調査

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、現地 調査を行い、報告を求めることがあります。

## (4) 成果の公表

助成事業者が本助成事業によって得た成果を公表する場合には、公社へ適切に報告を行い、広報媒体に本助成事業で開発した旨を記載してください。

#### (5)企業化状況報告

助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後、翌年度から5年間、各会計年度が終了する毎に助成事業の実施結果について報告書を提出していただきます。報告にあたっては、以下に留意してください。

ア 助成事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権等を助成事業完了年度又は助成事業完了年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合 又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、企業化状況報告書にその旨を記載してください。 イ 助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後、翌年度から5年間、当該助成事業の事業化により相当の収益を得た場合、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により収益が生じたときは、その収益の一部を納付していただきます。ただし、納付額は助成金の交付額が上限です。

#### <算出方法>

基準納付額 = (助成事業に係る当該年度収益額-控除額) × (助成金額/総事業費)

- · 当該年度収益額 = 助成事業売上高-(製品仕入高+製造原価+販管費)
- ・控除額 = 助成事業年度の自己負担額×0.2
- ・総事業費 = 助成事業年度から当該年度までの助成事業に係る総経費

## 15 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、委託・外注先の事業者、共同研究先の事業者その他助成事業の関係者が、 次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内 容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成 事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2)偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとした とき(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽るこ とを含む。)。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業 の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違 反したとき。
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反 したとき。
- (8)申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・ 都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたと き。
- (9) 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (10) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- (11) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき。
- ※不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください

## 補足1 日本標準産業分類表

		中分類・小分類
<b>A</b> 農業、林業	01	農業
( 展末、117末	02	林業
3 漁業	03 04	漁業 水産養殖業
2 鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	06	総合工事業
	07 08	職別工事業(設備工事業を除く) 設備工事業
	09	食料品製造業
	10 11	飲料・たばこ・飼料製造業繊維工業
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14 15	パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業
	16	化学工業
	17 18	石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19	ゴム製品製造業
E 製造業	20 21	なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業
	22	
	23	非鉄金属製造業
	24 25	金属製品製造業 はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
		その他の製造業 電気業
F 電気・ガス・熱供給・	34	ガス業
水道業	35 36	熱供給業 水道業
	37	通信業
	38	放送業
		情報サービス業 390 管理、補助的経済活動を行う事業所
		ソフトウェア業
		3911 受託開発ソフトウェア業
		391 3912 組込みソフトウェア業 3913 パッケージソフトウェア業
	39	3914 ゲームソフトウェア業
		情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業
G 情報通信業		3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業
		3923 市場調査・世論調査・社会調査業
	40	3929 その他の情報処理・提供サービス業インターネット附随サービス業
		映像・音声・文字情報制作業
		410 管理、補助的経済活動を行う事業所 411 映像情報制作・配給業
	A 1	412 音声情報制作業
	41	412 音声情報制作業 413 新聞業
	41	412 音声情報制作業
		412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
	42	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業
		412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H 運輸業、郵便業	42 43 44 45	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業
H 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業
H 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46 47 48	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業
·1 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46 47 48 49	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む)
1 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46 47 48	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業
·1 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路旅客運送業 が運選輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便額に開帯するサービス業 郵便額に開帯するサービス業 郵便額の記録売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業
1 運輸業、郵便業	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路旅客運送業 が運選輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便額に開帯するサービス業 郵便額に開帯するサービス業 郵便額の記録売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 が、運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 建練およれ、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路旅客運送業 道路旅客運送業 流路電影響業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 鉄食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 その他の卸売業 その他の卸売業 その他の卸売業
· 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 が、運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 建練およれ、鉱物・金属材料等卸売業 機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 57 58 59 60	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫に附帯するサービス業 動便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 数食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 被機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械・表限・身の回り品小売業 を食材品、売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 55 56 57 58 60 61	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 動作に附帯するサービス業 動作を担合した。 変を担合した。 動作を表した。 を担合した。 を担合した
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 57 58 59 60	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 水運業 航空運輸業 倉庫に附帯するサービス業 動便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 数食料品卸売業 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 被機械器具卸売業 その他の卸売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械・表限・身の回り品小売業 を食材品、売業
	42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 鉄道業 道路貨物運送業 流運業 航空運輸業 倉庫業 運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む) 各種商品卸売業 披食料品卸売業 披食料品卸売業 健機械器具卸売業 との他の卸売業 を種商品小売業 を種商品小売業 を他の小売業 との他の小売業 との他の小売業

大分類		中分類・小分類
K 不動産業、	68	不動産取引業
物品賃貸業	69	不動産賃貸業・管理業
		690 管理、補助的経済活動を行う事業所
		691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)
	69	692 貸家業、貸間業
		693 駐車場業
		694 不動産管理業
	70	物品賃貸業
L 学術研究、専門・	71	学術・開発研究機関
技術サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	73	広告業
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、	75	宿泊業
飲食サービス業	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連	78	洗濯·理容·美容·浴場業
サービス業、娯楽業	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O 教育、学習支援業	81	学校教育 その他の教育・学習支援業
	82 83	をの他の教育・学首文接来 医療業
P 医療、福祉	84	保健衛生
P   区域、抽性	85	社会保険・社会福祉・介護事業
	86	郵便局
Q 複合サービス事業	87	協同組合(他に分類されないもの)
	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業(別掲を除く)
	91	職業紹介·労働者派遣業
R サービス業	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
S 公務(他に分類	97	国家公務
されるものを除く)	98	地方公務
T 分類不能の産業	99	分類不能の産業

- 自社が該当する分類のお問い合わせには応じかねます。 下記URL等を参照し、必ずご自身でご確認ください。
- 複数事業を行っている場合の考え方については、下記 ホームページをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei toukatsu/index/seido/sangyo/contact.htm#A4

総務省「日本標準産業分類に関するお問合せについて」

## **建建区分**

- 1 = 1- /J			
業 種	資本金及び常用従業員数		
製造業・建設業・運輸業・その 他の業種 ※1	3億円以下又は300人以下		
卸売業	1億円以下又は100人以下		
サービス業 ※2	5000万円以下又は100人以下		
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下		

※「ゴム製品製造業」の一部は、3億円以下又は900人以下 ※「391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業」は、3億円以 下又は300人以下。「75宿泊業」のうち旅館業は、5000万円以下又は 下又は500人以下。「75宿泊業」のうち旅館業は、5000万円以下又は 200人以下。

## 補足2 よくあるご質問

#### 1 申請について

Q1 他の公的機関の助成金と同一テーマで重複して申請することは可能か。

他の公的機関の助成金(ものづくり補助金等)とは、併願申請は可能です。しかし、同一 テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場 合は、一方を辞退していただきます。

Q2 公社の他の助成事業と同一テーマで申請することは可能か。

公社の他の助成事業との併願申請は不可です。どちらか一方のみを申請してください。

Q3 前年度に別のテーマで採択され、助成事業の実施中です。前年度分のテーマが完了前に申請することは可能か。

テーマが別であれば、助成事業実施中でも申請可能です。

## 2 開発・改良実施場所について

Q4 開発・改良実施場所に他企業を記載してもよいか。

申請者の事業所に限ります。委託先を含め他企業を開発・改良実施場所とすることはできません。

Q5 事業の実施場所は、他県でも構わないか。

「原則として東京都内」であり、「公社が購入物品・成果物等を確認できること」が要件です。首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)であれば概ね申請可能です。

## 3 助成対象経費について

06 達成目標が達成できなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

達成目標が達成されなかった場合は、事業完了とならず、それまでにかかった経費は支払 われません。助成事業の完了は、達成目標を達成することが条件になります。

また、助成対象期間中に助成対象事業を中止した場合もそれまでかかった経費は支払われません。

O7 申請前に支払った経費は対象になるか。

助成対象期間内に契約、取得・実施、支払が完了した経費が対象です。申請前に支払った 経費は対象となりません。

#### Q8 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、対象経費になるのか。

助成事業の実施に直接使用する費用であれば、機械装置・工具器具費に該当します。助成対象期間内に発注又は契約、利用開始、支払が発生した経費が対象となるため、助成対象期間外に係る経費は対象外となりますのでご注意ください。

#### Q9 機械装置・工具器具費、委託費の見積もりは1企業分のみでよいか。

1単価 100 万円(税抜)以上の機械装置・工具器具費、1契約あたり 100 万円(税抜)以上の委託・外注費の場合は、申請時に見積もり2社分の提出が必要になります。「1社しか生産していない」、「販売先が1社に限られている」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

## Q10 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記入してください。

#### 5 その他

#### O11 販売開始はいつから可能か。

助成事業の完了後(完了検査日の翌日)、販売開始が可能です。ただし、開発・改良した 試作品自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存 義務がありますので、ご注意ください。

### Q12 販売(営業行為を含む)とあるが、営業行為はどういったものが該当するか。

例えば、以下のような行為が該当します。

- ・助成事業実施中(完了検査前)に、自企業 HP 内で販売中の商品として開発・改良物の情報を掲載した
- ・助成事業実施中に出展した展示会において、開発・改良物の販売価格が掲載された チラシを配布した
- ・助成事業実施中に特定の企業に対し、開発・改良物を有償にて貸与・提供を行った